

よくある質問⑳

問20-1 来月退職することが決まっているため、在職中のうちから就職活動をしています。先日、面接を受けたA社から**在職中に内定**をもらいました。A社へ再就職する場合、再就職手当はもらえますか。

(答20-1)

失業保険制度の再就職手当は、会社を離職後、**失業保険の手続き**（離職票をハローワークに提出し、併せて仕事探しの申し込み）をした**後**に、早めに再就職をした場合に該当する手当になります。

そのため、**会社を離職後、失業保険の手続きをする前に再就職をした場合や、失業保険の手続きをする前に内定をもらっている会社に再就職した場合、再就職手当は該当しません。**



※再就職手当は支給要件を全て満たしている場合に該当します。詳しくは厚生労働省のホームページ内にあるリーフレットをご確認ください。

[就職促進給付について | 厚生労働省](#)

※なお、失業保険の手続きをする前に、次の就職先が決まっている場合、原則失業保険の手続きはできません。(問1-3を参照ください。)

問20-2 2か月前に退職しました。退職後、失業保険の手続きに来る前にA社から内定をもらいました。

A社へ再就職する場合、再就職手当はもらえますか。

(答20-2)

失業保険の再就職手当は、会社を離職後、失業保険の手続き(離職票をハローワークに提出し、併せて仕事探しの申し込み)をした後に、早めに再就職をした場合に該当する手当になります。

そのため、会社を離職後、失業保険の手続きをする前に再就職をした場合や、失業保険の手続きをする前に内定をもらっている会社に再就職した場合、再就職手当は該当しません。

※再就職手当は支給要件を全て満たしている場合に該当します。詳しくは厚生労働省のホームページ内にあるリーフレットをご確認ください。

[就職促進給付について | 厚生労働省](#)

※なお、失業保険の手続きをする前に、次の就職先が決まっている場合、原則失業保険の手続きはできません。(問1-3を参照ください。)

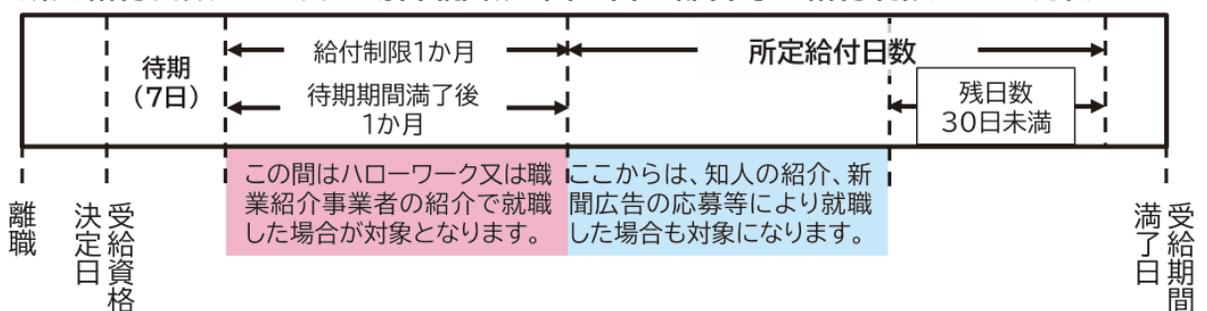
問20-3 自己都合で退職した人は、再就職手当を受給する要件に、ハローワークから紹介状をもらい、紹介状に記載されている会社に採用されていることが必要だと聞いたのですが、そのようなのでしょうか。

(答20-3)

自己都合や重責解雇で退職した場合、失業保険(基本手当)の手続き後、待期期間満了後にさらに1か月～3か月(重責解雇で退職した方は3か月)の給付制限期間があります。

待期期間満了後の1か月間に再就職した場合、ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職していることが、再就職手当の要件の一つになります。

■ 所定給付日数が90日の場合(離職理由が自己都合等で給付制限がある方)。



問20-4 問20-3に書かれている「許可・届け出のある職業紹介事業者」かどうかは、どうやって調べればいいのでしょうか。

(答20-4)

利用している(利用を検討している)職業紹介事業者へ**直接ご自身から電話等**で確認してください。

また、許可・届け出のある職業紹介事業者については、**下記サイトから確認できます**ので、**必ずご自身で**ご確認ください。

[厚生労働省職業安定局 人材サービス総合サイト - トップページ](#)

※職業紹介事業者とは、求職者と求人者の間に立ち、雇用関係を円滑に成立させるための「あっせん」を行っている事業者です。

問20-5 失業保険の手続き後に就職が決まり、ハローワーク給付課の窓口で就職の報告の手続きをしました。

その際、再就職手当に該当する可能性があると言われ、申請書一式をもらい、先日、再就職手当の申請をしました。**申請後、再就職手当はすぐにもらえますか。**

(答20-5)

再就職手当は支給要件を全て満たしているか審査したうえで支給の可否を判断いたします。そのため、支給の要件を全て満たしていない場合は支給されません。

また、**再就職手当支給申請書一式を受理後、約1か月半前後で支給の可否(審査結果)を郵送で通知**いたします。

(例) 5月15日に再就職手当支給申請書一式を受理



6月30日頃までに郵送で審査結果を通知

※4月・5月の申請分については、通常よりも審査に時間がかかる場合があります。

※申請後すぐに支給されるわけではありません。あらかじめご了承ください。

※なお、**以下の場合、再就職手当の審査に時間がかかります**。あらかじめご了承ください。

(審査に時間がかかる例)

- 審査に必要な書類が揃っていないまま申請された場合
(不備書類がある場合)
- 申請書内に記入漏れがある場合
- **再就職先の事業主が雇用保険の加入手続きをしていない場合**

問20-6 近く失業保険の手続きを考えています。早めに就職した場合、**再就職手当は必ずもらえますか。**

(答20-6)

再就職手当は、**支給要件を全て**満たしているか審査したうえで支給の可否を判断いたします。

そのため、**早めに就職しても必ず支給されるわけではありません。**あらかじめご了承ください。

支給要件の詳細は厚生労働省のホームページ内にあるリーフレットをご確認ください。

[就職促進給付について | 厚生労働省](#)

問20-7 近く失業保険の手続きを考えています。早めに就職し支給要件を全て満たした場合、**再就職手当**が**いくら**もらえるか教えてください。

(答20-7)

再就職手当は、離職理由、基本手当日額(問15参照)、所定給付日数(問16参照)、就職日などによって**個々に異なります**ので、**お答えできません**。

再就職手当の計算方法は、以下のとおりです。参考にしてください。

■ 再就職手当の額

| 所定給付日数 | 支給残日数 | | 再就職手当の額 |
|--------|-----------|-----------|--|
| | 支給率60%の場合 | 支給率70%の場合 | |
| 90日 | 30日以上 | 60日以上 | 基本手当 日 額 × 所定給付日数 × 60% の支給残日数 × 又は 70% (※1上限有) (1円未満の端数については、切り捨て) |
| 120日 | 40日以上 | 80日以上 | |
| 150日 | 50日以上 | 100日以上 | |
| 180日 | 60日以上 | 120日以上 | |
| 210日 | 70日以上 | 140日以上 | |
| 240日 | 80日以上 | 160日以上 | |
| 270日 | 90日以上 | 180日以上 | |
| 300日 | 100日以上 | 200日以上 | |
| 330日 | 110日以上 | 220日以上 | |
| 360日 | 120日以上 | 240日以上 | |

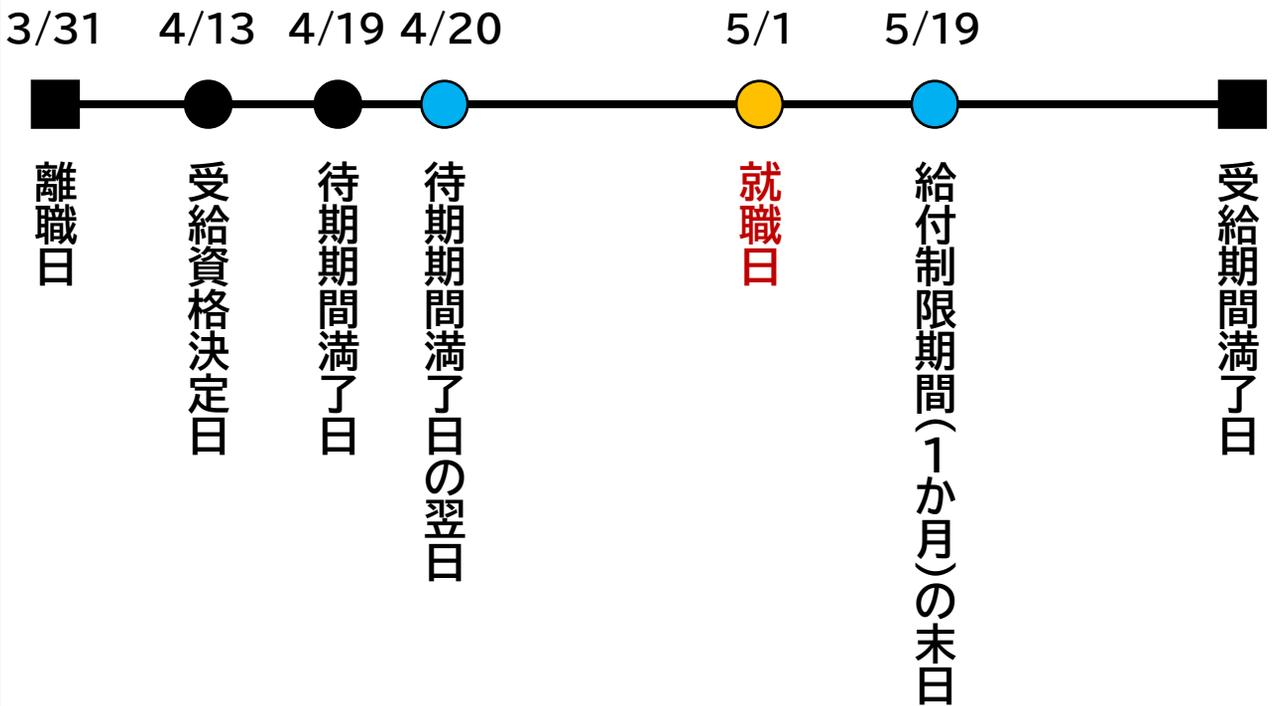
※ 延長給付の支給残日数については再就職手当に係る支給残日数としてはみなされません。
 ※1 **再就職手当に係る基本手当日額には上限額があります(令和8年7月31日までの額です)**。
 離職時の年齢が60歳未満の方 6,570円
 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 5,310円
 毎年、8月1日に「毎月勤労統計」の平均給与額により改定されます。

あなたが受給できる金額は...

支給残日数 日 × 基本手当日額 円 × % = 再就職手当 円
就職日の前日まで受給したうえで残っている日数 上限額がございますのでご注意ください。 60%または70%

(例1)

- ・離職日 令和8年3月31日(自己都合により離職)
- ・基本手当日額 4,000円
- ・所定給付日数 90日
- ・失業保険の手続き日(受給資格決定日) 4月13日
- ・就職日(ハローワーク紹介で就職) 5月 1日



■所定給付日数90日に対して、基本手当の支給残日数が90日ですので給付率は70%となります。

■給付制限期間中の就職のため、支給残日数は90日となります。

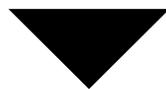
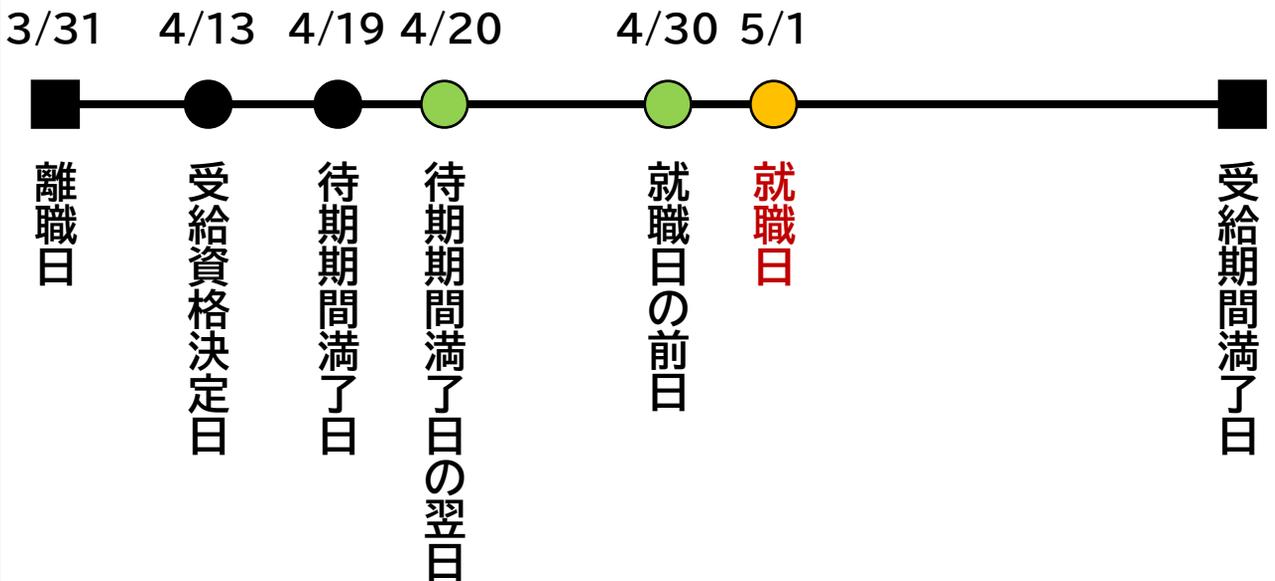
あなたが受給できる金額は・・・

| | | | | | |
|------------------------|---|---------------------|---|-----------|---|
| 支給残日数 | | 基本手当日額 | | 再就職手当 | |
| 90 | 日 | 4,000 | 円 | 252,000 | 円 |
| 就職日の前日まで受給したうえで残っている日数 | | 上限額がございますのでご注意ください。 | | 60%または70% | |

90日 × 4,000円 × 70% = 252,000円

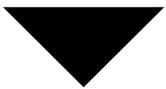
(例2)

- ・離職日 令和8年3月31日(会社都合により離職)
- ・基本手当日額 4,000円
- ・所定給付日数 150日
- ・失業保険の手続き日(受給資格決定日) 4月13日
- ・就職日(求人誌を通して就職) 5月 1日



■所定給付日数150日に対して、基本手当は待期間満了後の4/20から就職日の前日の4/30まで11日分を支給。

■就職日の前日まで基本手当を支給後、支給残日数が139日(150日-11日)となるので、給付率は70%となります。



あなたが受給できる金額は・・・

| | | | | | | |
|------------------------|---|---------------------|---|-----------|---------|---|
| 支給残日数 | | 基本手当日額 | | 再就職手当 | | |
| 139 | 日 | 4,000 | 円 | 70 | % | |
| 就職日の前日まで受給したうえで残っている日数 | | 上限額がございますのでご注意ください。 | | 60%または70% | | |
| | | | | | = | |
| | | | | | 389,200 | 円 |

問20-8 失業保険の手続きをしました。基本手当日額が「7,800円」でした。再就職手当の計算もこの7,800円で計算していいということでしょうか。

(答20-8)

再就職手当に係る基本手当日額には上限額があります。そのため、上限額を超えている方については、上限額の金額で計算されます。

令和8年7月31日までの上限額は以下のとおりです。

離職時の年齢が60歳未満の方 6,570円

離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 5,310円

なお、再就職手当に係る基本手当日額の上限額は、毎年8月1日に改定があります。最新の情報 は、厚生労働省ホームページ内にあるリーフレットからご確認をお願いします。

[就職促進給付について | 厚生労働省](#)

問20-9 失業保険の手続き後、パートやアルバイトで再就職しても再就職手当の対象となりますか。

(答20-9)

パートやアルバイトの名称にかかわらず、週の所定労働時間が20時間以上の就職(雇用保険の被保険者になる就職)であり、かつ、他の支給要件も全て満たしている場合再就職手当の対象となります。

問20-10 失業保険の手続き後、正社員ではなく「6か月毎に契約を更新する契約社員」として再就職しても再就職手当の対象となりますか。

(答20-10)

6か月毎に契約を更新する契約社員(期間の定めのある雇用契約)であっても、採用時点において1年を超えて勤務することが確実である雇用契約であり、かつ、他の支給要件も全て満たしている場合再就職手当の対象となります。

採用時点において1年を超えて勤務することが確実である、かどうかについては、再就職手当支給申請書内にある「事業主の証明欄」で証明された内容を審査して判断いたします。

問20-11 前職と再就職先が同じ派遣会社の場合、再就職手当はもらえますか？

(答20-11)

派遣元が同じ場合、就業先(派遣先)が異なっても再就職手当は対象外となります。

(例)

●派遣会社A(派遣元)で採用され、派遣先Bで就労



●その後、派遣会社A(派遣元)を退職後、失業保険の手続き



●派遣会社A(派遣元)で再就職し、派遣先Cで就労予定